

まちづくり条例策定協議会（以下「協議会」）の進め方について

1. 協議会の役割

茂原市まちづくり策定協議会設置要綱第 1 条に「(仮称) 茂原市まちづくり条例の制定に当たり、調査及び審議を行うため、茂原市まちづくり条例策定協議会を設置する。」とありますように、協議会は市長の諮問に応じ、まちづくり条例素案の策定等について調査及び審議を行い、市長に答申を行います。

2. 会議について

- (1) 原則として月 1 回、平日の夜間または昼間あるいは土日に開催し、全 10 回を予定しています。
- (2) 原則として、会場は茂原市役所会議室とします。
- (3) 会議は公開で行い、傍聴を受け付けます（定員 20 名・先着順）。
- (4) 会議資料や議事録等については、市ホームページ等で公開します。
- (5) 委員の半数以上が出席し、会議が成立します。

3. 委員の任期について

茂原市まちづくり条例策定協議会設置要綱第 5 条に「委員の任期は、協議会による市長への答申が終了する日までとする。」とありますが、おおむね平成 26 年度上半期（9 月末）を目途に、答申をまとめていただきたいと考えております。

4. スケジュールについて

別添資料 2 のとおり

5. 自治基本条例を考える市民の会（以下「市民の会」）について

市民の会は、条例に関する基本的な考え方（条例に盛り込むべき項目、内容、考え方）を市長に提言するため、平成 24 年 1 月に一般公募市民 35 人により立ち上げられ、平成 25 年 9 月までの 20 か月・37 回の会議を経て、9 月 26 日に市長へ「まちづくり条例に関する基本的な考え方」（提言書）を提出しました。

(1) まちづくり分科会

まちづくりの現状を認識し、課題を抽出するため、委員全員が 3 つの分科会に分かれて、検討作業を行いました。

第一分科会（教育・子育て）

第二分科会（福祉）

第三分科会（環境・都市計画）

(2) 条例づくり分科会

まちづくりの課題を抽出した上で、それらの問題・課題を解決するためにどのように条例を組み立てていくかについて、委員全員が改めて3つの分科会に分かれ、さらに検討を重ねました。

A 分科会（議会）

B 分科会（行政）

C 分科会（地域自治・市民）

(3) パブリック・インボルブメント（PI）

市民の会では、自治基本条例についての「基本的な考え方」を検討するにあたり、多くの市民の皆さんの意見を反映させるため、パブリック・インボルブメント（PI）を実施しました。

※インボルブメント(involvement)…「巻き込む」の意味

- ・自治基本条例だより（まちづくり条例だより）の発行
- ・各種市民団体への訪問・取材・意見交換
- ・市民フォーラム、市民塾等の開催

(4) まちづくり条例だより（自治基本条例だより）

自治基本条例を考える市民の会では、会の活動や検討の状況を紹介する「もばら自治基本条例だより」（第14号から「もばらまちづくり条例だより」に改称）を発行しました（別添資料3のとおり）。

編集：自治基本条例を考える市民の会

発行：企画政策課

頻度：平成24年7月以降月1回（第16号をもって休刊）

配布：3,000部（自治会回覧、公共施設）、ホームページ（PDF形式）

(5) 自治基本条例を考える市民フォーラム・もばら市民塾2013単科講座

市民の会委員と市民の皆さんの対話・交流を「提言書」に反映させることを目的として、市民の会アドバイザーも務める関谷昇氏（千葉大学法経学部）を講師に招き、平成25年3月16日（土）に「自治基本条例を考える市民フォーラム」を開催し、49名にご参加いただきました（別添資料4のとおり）。

また、市民協働の実例である「茂原まるまるマルシェ」の事業を提案した「Mobara みらい応援団」の代表および市民の会の代表を講師に招き、平成25年9月27日（金）に「共生と共創のまちづくりもばら市民塾2013単科講座」を開催したところ、28名の参加がありました（別添資料5のとおり）。

6. 「提言書」について

協議会では、市民の会が市長に提出した「提言書」を基に議論することになりますが、市民の会で議論が収束されず両論併記されたものについても、協議会において最終判断をしていただくこととなります。

また、協議会での議論の結果、「提言書」と異なる結論が出ることもありますが、市民の会委員各位には、その可能性がある旨をあらかじめご了承ください。

その場合、協議会に参加している市民の会代表が一度市民の会に持ち帰り、意見をまとめる必要があるケースも想定されます。